

コロナ禍と暴力団事件

大阪弁護士会 民暴委員会委員
ながやま・かしもと法律事務所
弁護士 樫元雄生

1 はじめに

本稿執筆時（令和3年1月13日）、大阪府をはじめ7府県を対象として、再度の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われました。コロナ禍に終息の気配が見えない中、暴力団が関わる事件に何か影響は生じているのでしょうか。

2 コロナ禍と暴力団員による犯罪行為

コロナ禍により大きな影響を受けている、中小企業・個人事業主を対象として、持続化給付金制度が設けられています¹。持続化給付金制度は、事業の継続を支え、再起の糧となるために支給されるものですが、この制度を悪用している者がいるとの報道に多く接します。暴力団もまた、この制度を悪用し、金員をだましとっています。

たとえば、神戸山口組傘下組織幹部（74）らが、金融機関に対し、自己の名において事業を営む者ではないにもかかわらず、事業資金として新型コロナウイルス感染症特別貸付金の貸付けを申し込むものであるように装い、貸付金をだまし取ろうとした事例（6月検挙、兵庫）があります²。

特殊詐欺に代表されるように、「脅しより騙し」が暴力団の資金獲得手段になっていることを示しています。

また、コロナ禍で国民生活に多大な悪影響が出ていますが、暴力団は、そのような状況においても、身勝手な犯罪を行っています。

たとえば、神戸山口組傘下組織幹部（47）らが、ドラッグストアにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により販売制限措置を実施していたウェットティッシュ等を制限を超えて購入しようとし、これを注意した店員らに対し

¹ 「持続化給付金制度の概要」（経済産業省 WEB サイト）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

² 「令和2年上半期における組織犯罪の情勢」（警察庁組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課）16頁

て「ボコボコにするぞ。」「ぶっ飛ばすぞ。」などと怒号し、威力を用いて人の業務を妨害した事例（5月検挙、宮崎）があります³。

暴力団が有する特有の暴力性を用いた犯罪も、依然として行われていることが示されています。

3 コロナ禍における中止命令の発令

前項の検挙事例だけではなく、犯罪行為に至らない行為に対する中止命令が発出されている事件もあります。

中止命令とは、暴力団対策法第9条に掲げられている暴力的要求行為を行っている指定暴力団員に対し、当該暴力的要求行為を中止することを命じるものです（暴力団対策法第11条）。

たとえば、浪川会傘下組織幹部（50）が、債務者に対し、「来月の返済は、今月の返済分を含んだ金額になりますよ。」「今度、コロナの関係でまとまったお金が入ると思うので、そのときは俺に連絡して下さい。」などと告げて、暴力団の威力を示して利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払いを伴う債務の履行を要求したことから、その要求等をしてはならないことを命じた事例（5月発出、福岡）があります⁴。

4 以上のように、コロナ禍においても、暴力団による犯罪行為・暴力的要求行為によって、国民生活に悪影響が生じている点に何も変わりはありません。

むしろ、コロナ禍において、暴力団も資金獲得活動が難しくなっていると考えられ、一般市民に対する犯罪行為が増加することも懸念されます。

以上

* 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

* 禁転載

³ 前掲「令和2年上半期における組織犯罪の情勢」19頁

⁴ 前掲「令和2年上半期における組織犯罪の情勢」20頁